

水戸地方裁判所委員会（第32回）議事概要

1 日 時 平成30年11月5日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所 水戸地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

跡部尚子，荒井徹伊，卜部晴比古，大和田基，北島重司，小西俊一，
齊藤学，寺澤真由美，中村慎（委員長），仁瓶和弥，前田英子，村
上信夫，村上正子（五十音順 敬称略）

（事務担当者等）

池田友民事首席書記官，篠原和子刑事首席書記官，中園敬事務局長，
内野洋事務局次長，長坂浩之総務課長，繁田隆志水戸簡易裁判所裁
判官（司掌者），小泉秀明水戸簡易裁判所庶務課長

4 議事

(1) 新任委員の紹介（中村委員）

(2) 第31回委員会において，委員から意見が出されていた事項につ
き，対処した事項等を報告した。

(3) 委員長の互選

互選により，中村委員を委員長として選任した。

(4) 本日のテーマ「民事調停について」

水戸簡易裁判所から民事調停手続の概要及び民事調停手続の広報
活動について，それぞれ説明が行われた。

(5) テーマについて意見交換をした概要（●委員長，○委員，△事務担
当者）

- ここからは、本日のテーマについて御意見を頂きたいと思います。そもそも民事調停手続が国民の中にどのくらい周知されているか、委員の皆様がどう感じておられるのかをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。例えば弁護士委員は手続の選択をする際に、依頼者の方が民事調停手続をどの程度認知しているという感覚でしょうか。
- 少なくとも、何か法律問題を抱えていて、誰かに相談したいと考えて弁護士に相談した方については、民事調停制度があること自体はご存じの方が比較的多いのかなと考えております。
- 同じく、調停制度は浸透していると思います。ただ、調停というと皆さん家庭裁判所の家事調停をイメージされていて、この事件は家庭裁判所ではなく簡易裁判所ですと説明すると、少し驚かれます。簡易裁判所というと皆さん一番馴染みがあるのが少額訴訟のようで、少額訴訟で1回の審理で解決できる手続があると聞いたのですが、ということ聞かれることが多いかなと思います。
- 弁護士に相談される方には民事調停がそれなりに認知されているということですが、消費者センターなど相談を受けられるようなところで民事調停のリーフレットを置いていただいていると思いますけれども、来庁される方の民事調停の認識度は実際どうでしょうか。
- 消費者センターで受ける相談は、消費者と事業者間のトラブルですが、実際はそのことを知らない方が多いので、このような相談は非常に多いです。そのような相談は消費者センターでは扱えないので、いろんな相談機関を紹介していくのですが、相談員が、民事調停という制度がありますよ、というところまでもっていけるケースは、あまり多くないのかなという印象があります。

一点質問ですが、相談者が民事調停を起こしたときに相手方がどの程

度出頭してくれるのかというところの感触を教えてくださいと、今後紹介するときに役立てるかなという気がしますがいかがでしょうか。

● 簡裁の方で、調停の場合、裁判所が呼び出した相手方が出頭するのはどのくらい分かりますか。

△ 調停を申し立てられても、話し合うつもりはなく、出頭しませんとおっしゃる方も結構おられます。ざっくりとした私の感触としては、大体7割くらいは出頭されていると思います。したがって、この人とは紛争があっても裁判所に出頭するつもりはありませんという方も結構おられるので、そうでない方は裁判所から呼出状が届くと大体出頭されるということです。特に茨城県の方は誠実な方が多いのか、かなり出頭率は高いと思っております。

○ 私は商工会議所に所属しておりますが、民事調停のパンフレットをいただいて、商工会議所8か所を通して、地域の事業所に案内しております。

給料とか家賃とか敷金関係の調停等の話が出てきておりますので、各商工会議所の事業所については、民事調停手続の理解はある程度は出来ているのだろうと思います。

一つ質問があるのですが、調停委員170人が一般市民であるというお話がありましたが、例えば医療関係であるとか建築関係であるとかが調停に持ち込まれたときに、医者とか建築士とか資格をもった方が170人の中に入っているのか、専門性を持った方が含まれているのかどうか、お話いただければありがたいと思います。

● いろいろな専門性のある調停事件があり、調停委員の専門性について工夫されていると思いますので、簡裁の方からお願いします。

△ 全体の数までは承知しておりませんが、今御質問にありました

ように、医師や不動産鑑定士、一級建築士、それから交通事故の紛争に対応するために元アジャスターの方にも調停委員になっていただいています。調停主任の裁判官の他に、原則として調停委員は2人選任いたしますが、専門的な知識が必要な調停につきましては、2人のうち1人は必ず専門的な知識のある調停委員に入っていただくようにしています。それから、万能の調停委員として弁護士もいらっしゃいます。申立てがあった段階でどの方に調停委員をお願いするかということについてはそのようにしております。もし、管内の簡裁で専門性のある調停が申し立てられて、専門の調停委員が足りないということになれば、水戸簡裁から派遣をするということもしております。

- 他に認知度についてお感じになるところがありますか。学生はどうですか。訴訟については教えることはあるでしょうが、ADRなどについてはあまり注目されないような気がしますけれども、大学などでも調停手続についてはある程度は教えているのでしょうか。
- 私は民事訴訟法を教えているので、授業の一番初めにADRの説明はします。
- 各委員からは、調停という名前は知られているということでしたが、実際上調停にはどんなメリットがあるか実感的なところはあるのでしょうか。手続選択として調停を選択するメリットが最高裁のパンフレットに記載されていますが、なかなかメリットが伝わっていないのかと思いますけど、いかがでしょうか。
- 先ほど出頭率が7割くらいというお話でしたが、調停が成立する率はどのくらいでしょうか。
- △ これも正確な数値ではございませんけれど、大体成立は3割くらいです。あと、調停に代わる決定ということができることになっております。

あと少しだけでも最終的な合意に至らないという場合には、調停委員会によって調停に代わる決定という決定書を作りまして、それが送達されてから2週間以内に異議がなければそれで確定するということがありますけれど、出頭されて合意が成立するのは大体3割くらいかなと思います。それから、まず調停をやってみて、成立しなかったので訴訟をしますというケースも結構あります。弁護士の中には、調停をしてみて、相手方の出方をみて、調停で解決できるなら調停で、調停で解決できなければ訴訟でというような考えで、第一段階で調停を申し立てるということも中にはあるようです。あと、調停のメリットであり、デメリットでもあるのは、合意ができないと手続が打ち切りになってしまうことです。どちらかの当事者が自分の主張に強く拘ってしまうと、相手の言うことに耳を貸さないということが結構あります。その他には、調停の場合は、申立書に、訴訟の請求の原因のように法律的に書かなくてもいいので、これを裁判所に持ち込むかというような、非常に感情的な調停事件が結構あります。したがって、そういうような事件は調停が成立しませんので、全体で調停が成立する率というと大体3割程度となってしまいます。不成立となった事件には、そもそもどんな方法でも解決できないような、そんな事件がかなり含まれています。管内の調停委員は非常に熱心に粘り強く両当事者のお話を聞いていただいているので、成立が難しいような事件でも成立しているというような感触を持っております。

- 民事調停手続の利用という観点で、弁護士委員は実際に民事調停手続を利用したことがあると思うのですが、いかがでしょうか。
- 私は割と利用させていただいております。今年だけでも申立1件、付調停2件です。申立てた事件は建物明渡し、付調停となった事件はお墓の紛争と建築関係です。私としては、調停は当事者が納得して解決する

ということで、後味が良いので、積極的に利用しています。あとは周辺事情も含めて解決できるということで、抜本的な解決ができるので非常に良いと思います。ただ、デメリットも若干ありまして、調停をやってみて、不成立となって、その後訴訟をするとなると、かえって時間がかかってしまうので、調停を先行させるか見極めるのに悩むときがあります。また、相手方が相談している弁護士で、調停は一切応じないとする方もおりまして、そういう場合は調停不成立になりますので、その点を心配しております。それから、費用が安いとされておりますが、保証債務の案件ですと結構高額ですので、算定不能とすることもあります。調停がまとまったときに印紙代を全額取られてしまうとかなり負担になるので悩むときがあります。

- 調停に一切応じない弁護士にその理由を聞いたことはありますか。
- 時間の無駄とか、証拠とか発言が記録されないとかだと思います。
- 他の方はいかがですか。
- 私は調停手続を利用することもありますけど、調停手続を利用している案件というのは、交通事故の案件が比較的多いものですから、どちらかと言えば加害者側で、被害者の納得が得られないケースに損害額の確定を求める調停の申立てをさせていただいて、あと過失割合のところで、ほぼ5割5割だけれどもなかなか調整がつかなく、仮に訴訟で証人尋問して判決となってもそれくらいの割合になりそうだという場合に調停の申立てをするというケースが多いです。

その他の民事事件でも、そんなには多くはないですけれども利用させてもらっています。多くは、その案件を訴訟まで持って行って、一から証拠をそろえて訴訟を維持できるかなかなか難しいという案件について調停の申立てをして、訴訟をせずに解決が図れるといったものです。

それから、調停のメリットは何かと聞かれたときに、すぐに思いつくのは、秘密が守られるという点がメリットとして感じられるところです。依頼者の中には、訴訟が公開ということをしごく気にされる方が結構おりまして、例えば民事の訴訟で、誰も見に来ないから気にしなくていいよというような話もすることがありますけれど、やはり開廷表に載ってしまうということを気にされて、訴訟に二の足を踏んでしまう方もおられます。しかし、調停の場合はそのようなことがなく、その日にどういった調停があるかは、外部からは分からないですから、調停が非公開となっているということにメリットを感じている依頼者が中にはいるかなと感じています。

- メリットもあればデメリットもあるということだろうと思います。全ての紛争が調停にふさわしいというわけではないでしょうけれど、調停を利用できそうな事件について、より調停を利用していただくためにどのような工夫ができるのでしょうか。先ほどからメリットという点で若干話が出ておりますが、公開でなく、秘密が守られるという点が挙げられています。ADRというといろんな種類がありますが、調停は裁判所付設型のADRということで、裁判官が関与した形で、話だけ聞いて足して2で割るのではなくて、法律的な問題点を踏まえた解決案を提示できるということがあって、紛争としてはまだ煮詰まっていないような事案でも、調停委員2人と裁判官が法律的に検討して、妥当な解決案を提示できるということが大きなメリットと思いますが、そのメリットは中々伝わりにくいところだと思われれます。委員の皆さんには、このあたりの認知を高めていく方法を裁判所としてどう工夫すべきかという点を自由に御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。
- 先ほど、どの程度民事調停が認知されているか、というお話が出まし

たけれども、民事調停の潜在的なニーズはどの程度なのでしょう。というのは、いただいた資料で、全国と水戸の調停の件数が出ていますけれども、この背景にはこの何倍ものニーズがあるのか、その点の感覚はどうでしょうか。それから、費用が安いということですが、例えば10万円の請求で手数料500円という説明がありましたけれども、請求額の何パーセントなどと決まっているのかを教えてくださいと思います。

- 潜在的なニーズはどの程度かという御質問ですが、これは非常に難しい御質問かと思えます。先ほど民事調停の統計の説明の中で、特定調停の件数が激減したとありましたが、これはいわゆる過払金返還請求が、法律の改正がなされたり最高裁の判例が出て救済がされることになったことで激減し、あるいは、実質的にも紛争がなくなっているのだろうと思えますが、調停に馴染む紛争が実際にどのくらいあるのかというのは難しいと思えます。実は、民事訴訟自体も件数が横ばいかやや減少しております。ただ、このことが本当に今の日本社会で紛争が減っているということなのかというのは、非常に難しいところだと思えます。私は民事事件を担当していましたが、紛争自体はそんなに減っていない感覚ですが、いかがでしょうか。相談件数は今でも多いでしょうか。
- 相談件数自体は若干減少傾向ではありますが、ただ、感覚としては、家事調停は皆さん利用しており、また、貸金とか売買代金請求などの相談は多いです。消費生活センターでの相談は、事業者と消費者との紛争の相談を受けることになっておりますので、個人間の紛争についてはこちらでは扱えないので、他の機関を紹介するということになりますが、先ほどのお話にありましたように、民事調停の出頭率が7割程度ということであれば、紹介するに値すると思えました。ただし、先ほどの説明

にもありましたが、非常にこだわりが強く、自分が絶対的に正しいというような相談の内容も多くありますので、民事調停の制度からすると、申立人と相手方が同じくらいの温度であれば、民事調停を紹介してもいいのかと思いますけれども、こちらの相談員は、どちらが正しいとは言えませんので、判断のできる方、具体的には弁護士への相談に向けてしまうことが多く、相談された紛争に対して民事調停を案内できるかという、大丈夫なのかなというのが個人的な感覚としてあります。

- 弁護士委員は紛争が減っているという実感はあるでしょうか。
- 紛争自体が減っているという感じはないです。弁護士の数が増えているということもありますが、それを差し引いたとしても相談件数が減っているということはないかと思います。弁護士会で行っている法律相談の相談件数については諸事情があって年々減少傾向ではありますが、それは相談する窓口が増えていることの裏返しなのではないかと個人的には思っています。

例えば、弁護士に相談にきて、弁護士にお願いして進めたいという方で、請求額があまり多くなくて弁護士費用を立てるとほとんどなくなってしまふということであれば、調停という手続があるので、こういうふうにして御自分でやってみたらどうですかという話をすることはよくあります。

- 私も、紛争が減っているわけではないと思います。ただ、先ほどのお話にもありましたように、凝り固まっていない案件については、アドバイスして当事者間で話し合ったり、弁護士が代理をして話し合ったりして解決してしまうこともあるので、民事調停でやってみましょうという案件は少し凝り具合が強くなっているケースかなとは思っています。ただ、あまり凝りすぎていると調停でも難しいところで、民事調停をお薦めで

きる案件は少ないかもしれないです。

- 今のお話としては、どれぐらい多いのかは分かりませんが、ニーズはもっとあるのではないかとというのが現状ではないかと、もう一つは手数料の関係ですが、手数料は法律で額が決まっております、請求額が大きくなるとパーセントが低くなるように、あまり高額にならないようにはなっておりますが、そのあたりを簡裁からお話してください。

△ 一般的に調停ですと請求額は100万円前後のことが多いですが、訴訟ですと請求額が100万円までは10万円増えるごとに1000円加算され、調停事件はその半額になりますから、例えば、請求額が10万円ですと訴訟の手数料は1000円、調停であれば手数料は500円となります。費用が安いというのは、その他に通信費用も同様でして、通信費用は郵便切手で納めていただいております、訴訟の場合は特別送達といって、特殊な送達をするものですから、1回の郵便で1072円掛かり、調停の場合は普通郵便で送りますので82円掛かることになります。そうすると、予納してもらう郵便切手は、訴訟だと5000円程度、調停事件だと500円程度としています。ですので、例えば調停事件で10万円の貸金請求事件であれば、1000円程度で進められることになります。

- 基本的なことですけれども、調停制度は日本社会に非常に適しているという感じはしております。民事調停というのは、紛争が起きたときに、当事者同士で円満解決するのが一番いいのですが、訴訟で決めるということとの中間にあって、その紛争に簡裁が間に入って、最終的に当事者同士で解決するということで、非常に合理的だと思いますけれど、調停制度の制度設計の経緯と伺いますか、なぜ民事調停制度ができたのか、欧米とどこが違うのかについて、ご存じであれば教えていただきたい

す。

- 民事調停制度は大正時代にできた古い制度です。制度ができた直後に関東大震災が起こって、土地関係の紛争がすごく増えて、そのときにこの調停制度がよく使われたというように聞いております。どういう歴史なのかというところは詳しくありませんが、紛争に裁判所が入って解決するという制度は、諸外国ではそんなに多くないと聞いております。いろいろなADRがあって、仲裁などは典型的なADRで、仲裁は専門家を仲裁人に選んで行うものです。それから弁護士会が仲裁センターを作っていて、交通事故などの仲裁をしております、それは弁護士が仲裁人という形で仲裁を行うわけですけど、裁判所に付設した形というのは非常に珍しいADRだと思います。そういうことから、アジア圏では、国民性に合うということで、モンゴルやベトナムなどの法整備支援をしている国からは、日本の有益な制度ということで勉強にいられていて、モンゴルでは日本の調停に非常によく似た制度を取り入れていると聞いたことがあります。調停制度は日本的といいますか、訴訟になる前に裁判所が関与して解決を図るという、いわば特有の制度なのかもしれません。

簡裁の方でありますか。

- △ 詳しいところは承知しておりませんが、委員長から御説明がありましたように、当初は借地借家の問題が多くて、裁判所が関与して話し合いで解決していくという制度でスタートし、それを徐々に増やしていった、その他の一般の民事事件も調停の対象になっていきました。おそらく日本の国民性に合った制度だったため対象が広がっていったのかと思います。

諸外国との違いは、裁判所が関与していることです。最終的に解決し

たときに、裁判所が関与した解決は非常に説得力とか満足感が高いといわれています。それから、裁判官と民間の有識者である調停委員とが主体を構成するということが極めて珍しい制度だと思います。

- いろいろな特殊性などが議論になりましたし、紛争自体は潜在的には減っていないということですが、中々それが調停手続の利用に繋がっていないところがあります。実は今、訴訟での和解も難しくなっているというのが現状で、話合いの解決ということが段々難しくなっているというのが実情なのだろうと思います。訴訟上の和解も前に比べると難しくなっていて、先ほど、当事者のこだわりが強いという話が出ましたけれど、当事者が自分の主張を中々変えず、話合いではなくて、裁判所が判決を出さないと解決しないという例が増えているのだろうと思います。一方で、判決だと白黒付けるということになってしまうので、それぞれにとって良い解決をできるというのが、和解や調停の良いところだろうと思うのですが、いろいろな機関にリーフレットを置かせていただいたり裁判所の法の日週間行事で広報をしたりと、いろいろ工夫をしていると説明させていただきましたが、裁判所はこういった広報が下手な組織ですから、どうやって紛争解決手段を上手く国民に伝え、それを利用してもらおうかについて御意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○ 一つのアプローチとして、相談者に対して、裁判所に調停という方法がありますよという紹介の仕方はあるのかなと改めて思いました。確かに、紛争の間に裁判所が入るということに重きを置く方もいらっしゃるのですが、PRに協力したいと思います。

○ 私は大学でメディアとか広報、広告を教えています。法律の専門家ではないので、民事調停という言葉は知っていましたが、制度の中身は今日初めて知りましたし、おそらく学生も言葉くらいしか知らないの

だろうと思います。調停事件が減っている理由もほぼ明確なので、では、誰にそれを伝えたいのかが私にはよく分からなかったです。一般の消費財と違って、認知度が高ければいいというものではないのか、それとも一番最初に調停があって、裁判に訴えるというふうに、ポジションを決められるものであれば、それを常識として学生に教えられる状態を作ればいいと考えています。ただ、どうもお話を聴いたり資料を見たりすると、裁判による方法がメインで、調停は別の手段のようにも見受けられるので、調停制度を理解するのは素人には非常に難しいのではないかと思います。ですから、法曹の皆さんが調停の位置づけをどうお考えなのかがまず大事なのではないかと思います。先ほどお話にあったように、一体誰が使う制度なのか、そのターゲットが今ひとつ見えないというのと、調停制度を知らせることによって、何をアウトプットとしてお伝えするのが明確ではないので、皆が知っていれば良いということではないのではないかと思います。あるいは、皆が知った方が良く考えるのであれば、裁判制度の中で、ストーリーの中に乗っていなければならないと思いますが、私の知識でも調停制度が裁判制度の入り口となっているとは到底思えないので、多分これを簡単に学生に教える機会を作っても学生の記憶には残らないのかなと思います。

- 非常に本質的な御意見をいただいたと思いますが、今の御意見は、広報のターゲット層はどこか、民事調停の裁判所が行う紛争解決手段の中の位置づけ、調停手続を利用した場合のメリットが明確でないので、なかなか広報が難しいということでしたが、今のお話の関係で何かございますか。
- 私は大学院の時に民事訴訟を勉強していて、調停は使い勝手が良いん

だろうと思っていました。しかし、紛争はあまり進みすぎていると凝り固まってしまうことになるように思います。私のところに来る事件も、やはり凝り固まってしまうと解きほぐすのは難しいものが多いと感じます。紛争が起きて、弁護士に相談に行くとなると、弁護士に相談する以上は戦ってやるとか、自分がお金払って弁護士を雇うのだから、となってしまうので、簡易裁判所で民事調停をするポイントというのは、市民の方に開かれていて何でも相談に来てもらうという、凝り固まる前の早い段階の紛争というのを裁判官や調停委員を交えて解決するというところに意味があるのかなと思います。そうなったときに、調停のメリットとして私が感じるのは、紛争になった以上は話し合いをしたはずなので、その中で第三者を交えて話し合う、しかも直接話をしなくても良い、というところがメリットだと思います。そう思うと、弁護士に相談に行く前に、簡易裁判所の調停で話し合いを試みようか、ということアピールすれば良いのではないかと思います。ではどうやって広報すれば良いのかとなったときに、一般の方がよく見る紙面だとか、地域の広報誌などに定期的に記事を載せるのもいいのかなと思います。インターネットも良いと思いますけれど、広報誌などの冊子は目を通しますから、意味があるのかなと思います。

- 確かに、民事紛争の中の調停手続の位置づけはあまりはっきりしないところはあって、家事の場合は調停前置主義といって、先に家事調停をしないと次に進めないということになっているので、ある意味位置づけははっきりしているわけですが、民事調停の場合は調停をしなくても訴訟もできるし、他にいろいろなやり方があるって、紛争解決方法の一つの方法ということなので、そのあたりの説明は中々難しいという感じがします。他に何かありますか。

- 私は調停という言葉は知っていましたが、職場などでは馴染みがありません。今日お話を聴きしていて思ったのは、紛争にもならないような相談案件が非常に多いというお話がありましたが、その辺のレベル度がよく分からないというのがございまして、その整理が必要なのかなと感じました。
- 紛争当事者の主張を折り合わせるとかお互い譲歩するとかの民事調停の精神は、訴訟で白黒付けるよりも日本人の国民性に向いているのかなという気がします。先ほど認知度のお話がありましたが、例えば、御自身で紛争や悩みを抱えて、弁護士に相談に行くような方であれば、当然、ある程度調停手続にも関心があるでしょうけれど、それ以外の方については、認知度はまだまだだと思います。逆に言えば、大多数の方は訴訟や調停を利用する機会は無いわけで、そういう方に調停制度をPRしてもあまり意味が無いのかと思います。先ほど事務局から調停協会の無料相談会について説明がありましたが、率直に言って、相談者が多いなというように思いましたので、もっと相談会の頻度を上げて良いのではないかと思います。
- 裁判官委員から、調停の有効性について何か感じることはありますか。
- 地裁の訴訟で、建築訴訟の場合には、専門的な知見を得るために調停に付して、建築士の調停委員を入れて解決を図るとというのが、かなり一般的なやり方になっておりまして、そういう事件では地裁の裁判官としても調停の有効性を感じているところであります。建築瑕疵の事件では、瑕疵の項目がかなり多く難しい事件もあるのですが、専門的な知識のある調停委員が入りますと、かなり話し合いでまとまるという実感を持っております。
- ターゲットの問題、位置づけの問題、メリットの問題といった話も出

ましたが、全体について何かありますか。

- 先ほど、こういう紛争も裁判所にくるのか、という紛争も結構ありますというお話がありましたが、それでも良いじゃないかという考えはないですか。訴訟ですと、いわゆる法律を適用しての解決でなければならぬという縛りはありますけれど、民事調停だとそういう縛りはないわけですから、何でも聴きますということではいけないですか。
- 訴訟では訴状に書かれている内容から、これは實際上、全く紛争が違ふなと考へても、処分権主義がありますから勝手に変えたりできないわけですね。ところが調停の場合は、申立書にぼやっと書いてある中から、それは何が問題なのかを抽出したり再構成したりすることができるというのは、大きなメリットだと思います。

広報するには、キャッチフレーズやポイントが重要なのだらうと思いますが、どういった観点が考えられますか。

- 10年時効の過払い金のCMの依頼が、弁護士事務所や司法書士事務所から来ておりますけれど、こういう紛争はこういう解決方法がありますよとか、具体例を挙げることで、例えば、借金を毎月数万円ずつ返して、現在まだ百万円残っている状況で、よく調べたら過払い金が百万円以上ありましたとか、そういう実例を挙げたりとか、着手金も要らないし、成功報酬も過払い金があったときだけいただきます、というCMを流しております。それを聴いた相談者も非常に多いようです。

先ほどから、調停手続のメリットもたくさん出ましたけれど、紛争が起きて、凝り固まってしまい、訴訟しかないということになる前に、紛争解決手段としてこんなに良い方法があります、Aさんの場合はこうでした、Bさんの場合はこうでした、というようなものがあると、理解しやすいのではないかと思います。

- 具体的な例を入れてというお話でしたが、リーフレットについて、外部機関に置いていただいておりますが、置いていただくだけではなく、何か裁判所が工夫できるところはありますか。
- 今年の初め頃、BS日テレで、政府広報で民事調停が放映されたと思いますが、例えばCDやDVDを作成して調停相談会で流すとか、何らかの形で誰でも観られるような対応の仕方を検討されてもよろしいのかと思います。それから、DVDの貸出しができるのであれば、商工会議所で貸していただくということも考えられるかと思います。
- 最高裁のホームページにおける民事調停手続の案内では、各種リンクというところがあって、そこに動画が観られるようになっておりまして、これが今お話があったBS日テレで放映されたものと同じものです。ただ、ホームページでリンクは貼ってありますがパソコンで観なければならぬので、もっと広く調停制度を伝えることについて裁判所で工夫の余地があるのかもしれない。

今日は調停制度の御説明をさせていただいて、いろいろと御意見いただきました。非常に有益な御意見をたくさんいただいたと思いますし、これから裁判所で工夫していきたいと思いますが、全体的なところで何か御意見がございましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

聞いたことはあるけれどそれ以上馴染みがないというテーマを取り扱わせていただきましたが、非常に有益な議論をありがとうございました。

5 次回のテーマ

「裁判員制度について」

6 次回の開催期日

平成31年6月3日(月)午後1時30分から午後3時30分まで

以 上